



速報

国鉄労働組合北海道本部
 札幌市中央区北12条西18丁目1-19 北海道鉄道会館3F
 TEL: (NTT)011-641-0203 (J R)021-3341

発行責任 伊藤正則 2021年3月19日
 編集責任 岩村儀一 No. 301

JR北海道 2021年度新賃金

20年連続のベアゼロ回答

北海道本部は本日(3月19日)、JR北海道から道本部申第4号で提出した「2021年度新賃金要求」に対する回答をうけ、内容は、20年連続の「ベース・アップゼロ」という不誠実極まりない回答であった。

会社側は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、人の移動が極端に制限され、かつて経験したことのない鉄道利用の減少が続く大変厳しい状況の中、公共交通機関としての使命を果たすため、輸送サービスの提供と事業継続のためのあらゆる施策に取り組んでいるところである。

このような中、昨年12月に国土交通大臣より公表され、令和3年度以降の国からの新たな経営支援策について、関連法案の国会審議が現在行われているが、多くの企業が生き残りをかけて必死の取り組みを続ける中、当社に対する多大な支援をいただくことの重みを十分に受け止めなければならないとし、このような状況下であることを理由にベースアップの実施は困難であるとの考え方を示した。

国労は、賃金および労働条件の改善、安心して働ける職場環境、生活環境の改善が基本であり、止まらない若年退職者を引き留める手段としても賃金のベースアップは重要であると同時に、そのことは社員の努力とそれを支えてきた家族の努力に報いることである。会社の昨今の状況から、若手社員が将来に希望を持たず、いつまで我慢を強いられるのかと退職の道を選んできていることや、今後、エルダー社員の大量退職をむかえるなか、優秀な人材確保が極めて難しくなっており、「人への投資」がより重要であると考え、会社は不安解消に対する明確なメッセージとして有額回答で答えるべきである。と20年連続ベースアップゼロの回答に強く抗議し、持ち帰り検討とした。

回答に対しては道本部執行委員会で判断する。

2021年度各社の回答状況と諸元

会社名	賃上げ額(定昇込み)	ベ・ア額	定昇額	基準内賃金	基本給	都市手当	扶養手当	平均年齢	社員数
2021年 北海道	5,679円	0円	5,679円	258,140円	基準内賃金は、定昇後の54歳以下 一般職社員の平均			35.4歳	6,380人
	2.20%	0.00%	2.20%						
2020年	5,651円	0円	5,651円	254,560円				35.7歳	6,520人
	2.22%	0.00%	2.22%						
2021年 貨物	4,408円	0円	円	288,552円	260,448円	28,104円	円	37.7歳	5,481人
	1.74%	0.00%	%						
2020年	円	200円	4,275円	290,032円	263,628円	26,404円	円	38.4歳	54.13人
	%	%	1.68%						
2021年 東日本	ベースアップ ゼロ								
	ベースアップ 平均684円								
2021年 東海	ベースアップ ゼロ		(対前年 -800円)						
	夏季手当 2.20ヵ月分		(対前年 -0.75ヵ月)						
2020年	ベースアップ 800円								
	夏季手当 2.95ヵ月分								
2021年 西日本									
	ベースアップ 800円								
2020年	年間臨給 4.19ヵ月分								
2021年 四国									
	ベースアップ 200円		夏季手当 1.89ヵ月分	(ライフプラン支援金0.4ヵ月含まず)					
2021年 九州									
	ベースアップ ゼロ								
2020年	夏季手当 2.48ヵ月分								

2 被服

指令業務に従事する女性社員に貸与する制服等のうち、「接客スカーフ」を「接客アスコットタイ」に改める。

3 提携ローン

社員、シニアスタッフ及びエルダースタッフを対象として、用途及び金利等の面において、一般的なローン商品よりも有利な当社専用提携ローンを株式会社北洋銀行との提携により導入する。

4 家財

JR北海道提携レンタル制度(B)の利用者のうち、新得社宅、池田社宅又は斜里社宅に居住し、かつ石油ストーブを利用する場合に限り、希望者に対して現状のレンタル品に加えてファンヒーターの貸出しを行うこととし、これに伴うレンタル料金及び配送料は会社負担とする。

IV パートナー社員関係

1 エルダースタッフに対する別居手当

エルダースタッフのうち、定年退職時に別居手当の支給を受けており、雇用延長後も引き続き別居となる者及び組織の統廃合等会社の都合により、雇用契約の締結箇所を変更し新たに別居となる者に対し、別居手当を支給する。なお、支給要件は、55才以上で単身赴任の社員の場合を準用し、支給額は月額50,000円とする。ただし、エルダースタッフは、自宅から通勤圏内の箇所で雇用するという原則は変更しない。

2 エルダースタッフ(A)に対する勤続奨励金

エルダースタッフ(A)に対する勤続奨励金の支給額について、「60,000円」を「80,000円」に改める。

3 スタッフに対する勤続功労金

スタッフに対する勤続功労金について、支給対象を「スタッフ(無期)としての雇用期間(60才に達する日の属する月の末日までの期間に限る。)が5年に達するごと」から、「基準日(3月31日)において、スタッフとしての雇用期間(60才に達する日の属する月の末日までの期間に限る。)が10年に達したとき及び以後5年に達するごと」に改める。なお、雇用期間の起算日は平成25年4月1日とし、雇用契約に空白期間がある場合、前後の雇用期間は通算しない。また、勤続功労金を減額する取扱いについて、育児休職及び介護休職の期間を減額対象となる期間から除外する。あわせて、現在はスタッフ(無期)にのみ規定されている病気休職を、スタッフ(有期)にも新設し、スタッフ(無期)同様、勤続功労金を減額する取扱いの期間とする。

4 フルタイム及びパートタイムに対する謝意及び副賞金

フルタイム及びパートタイムの勤続年数が20年、40年及び60年に達するごとに謝意を贈呈するとともに、副賞金として、勤続年数が20年に達した場合に「20,000円」、40年に達した場合に「40,000円」及び60年に達した場合に「60,000円」を支給する。

V その他

在宅勤務に係る経費の補填

会社の指示により在宅勤務を行った場合、在宅勤務に係る経費の補填として、「1日につき200円」を支給する。なお、令和2年度中に、会社の指示により在宅勤務を行った場合についても遡って支給する。

VI 実施時期

令和3年4月1日から実施する。

ただし、Ⅲの第4項については、令和3年12月1日から実施する。

<回答書別紙に入れていないもの>

- ・ 社宅・寮の住環境改善(カビ・害虫対策、ボイラー)
- ・ 指令員のネクタイ省略
- ・ 被服の改良(駅女性社員用の後ろポケット付接客ズボン)等